

子ども・子育て支援金の掛金徴収が始まります。

令和8年4月から始まる支援金を拠出するための掛金をいただきます。

※ 共済組合短期の掛金とあわせて徴収します。後期高齢者医療保険の被保険者の方は、後期高齢者医療広域連合の保険料とあわせて徴収されます。

子ども・子育て支援金に係る掛金率(支援金率)は0.115%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 負担金も同率で納入いただきます(事業主が負担)。

※ 標準期末手当等からも支援金を拠出いただきます(標準期末手当等の額×支援金率)。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

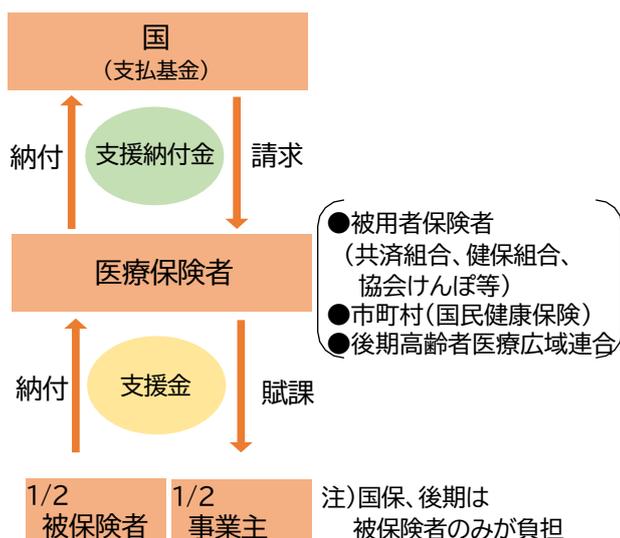
Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金拠出のための掛金率はどこで決めるの?

A 支援金拠出のための掛金率は、国が示す一律の率を共済組合の定款で定めることとなります。共済組合が独自で率を定めるものではありません。令和10年度まで、段階的に導入されるため掛金率も段階的に引き上げられることが見込まれます。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

